入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和２年11月６日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　堀田　　治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　掲載日　令和２年９月11日（号外政府調達第169号10、11ページ）

2　訂正内容

⑴　1⑷　賃貸借期間「令和３年２月１日から令和７年３月31日まで」を「令和３年３月19日から令和７年３月31日まで　なお、クラウド環境との回線接続については、令和３年３月18日一部完成とする。」に訂正します。

⑵　3⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限「令和２年10月12日16時00分」を「令和２年10月23日16時00分」に訂正します。

⑶　3⑸　電子調達システムによる入札書、及び紙入札、郵送等による入札書の受領期限「令和２年11月２日16時00分」を「令和２年11月13日16時00分」に訂正します。

⑷　3⑹　開札の日時及び場所「令和２年11月６日10時00分」を「令和２年11月19日10時30分」に訂正します。

⑸　5⑷　Lease term : Correct「From 1 February, 2021 through 31 March, 2025」to「From 19 March, 2021 through 31 March, 2025」

⑹　5⑺　Time-limit for submission of certificate : Correct「16 : 00　12 October, 2020」to「16 : 00　23 October, 2020」

⑺　5⑻　Time-limit for tender : Correct「16 : 00　2 November, 2020」to「16 : 00　13 November, 2020」

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年11月６日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（修）構造物改良工事2020－３－３

⑶　工事場所　神奈川県川崎市川崎区浮島町

⑷　工事内容　高速湾岸線（神奈川地区）の川崎浮島ＪＣＴにおける既設鋼管矢板の撤去工

①　鋼管矢板撤去工　104本

（直径φ1,100mm　撤去長約36m　28本）

（直径φ1,000mm　撤去長約36m　76本）

②　工事用道路工

盛土工　約400㎥

仮舗装工　約1,300㎡

ガードレール撤去復旧工　約70m

フェンス設置工　約60m

③　近接影響検討　一式

④　計測工　５箇所

⑸　工期　契約締結日の翌日から720日間

⑹　その他

①　本工事は、入札参加希望者が提出する技術資料を評価して入札参加者を選定し、次に入札参加者から詳細工事費内訳書を求め、交渉を行った後、競争入札により価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案価格交渉方式（複数者交渉Ｂタイプ）の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（既設鋼管矢板撤去）の変更を伴わない範囲とする。

・既設鋼管矢板の撤去工法については、技術提案の範囲とする。

③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　本工事は、受注者が工事着手までに発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日制工事（受注者希望方式）である。

⑤　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。

⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2019・2020年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2019・2020年度の競争参加資格の再認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。

⑶　2005年度以降に、以下に掲げる工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。

①　単体又は共同企業体の代表者

・市街地（ＤＩＤ相当）の道路上において車線規制して行う道路構造物の既製杭又は鋼管矢板の施工

※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

※道路構造物とは、橋梁、トンネル、擁壁のことを言う。（以下同じ。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・道路構造物の既製杭又は鋼管矢板の施工

上記工事は2005年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和３年６月１日（火）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2005年度以降に以下に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・市街地（ＤＩＤ相当）の道路上において車線規制して行う道路構造物の既製杭又は鋼管矢板の施工

上記工事は2005年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。